

平成29年度 対馬市農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時 平成30年 3月26日(月) 午前10時00分から午前11時10分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 議場

3. 出席委員

・農業委員 (13人)

1番 永留正司	2番 桐谷善明	4番 畑島孝吉
5番 縫田和己	6番 小宮貞司	7番 黒瀬勝弘
8番 岡村高史	9番 太田深雪	10番 阿比留なみ恵
11番 波田裕一郎	12番 松村英二	13番 早田茂
14番 初村重政		

・農地利用最適化推進委員 (11人)

永尾佐登志	庄司幹雄	長瀬 円	吉野 敏
西山義典	佐伯武久	波田 優	永留 静夫
日高安実	糸瀬安則	須川 正直	

4. 欠席委員 (1人)

3番 神宮教子

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第34号 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第5回)

議案第35号 農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について

議案第36号 下限面積(別段の面積)の設定について

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	庄司 智文
農業委員会事務局参事兼課長補佐	庄司 克啓
農林水産部農林・しいたけ課参事兼課長補佐	志賀 慶二
中対馬振興部地域振興課係長	牧山 隆広
上対馬振興部地域振興課副参事兼係長	糸瀬 博隆

7. 会議の概要

議 長

皆様、おはようございます。

春の彼岸もすぎ、木々の芽吹きによろやく春を感じるようになってまいりました。皆様におかれましては、何かとお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。また、農作業がいよいよ忙しくなる季節となりました。どうかお体に気を付けられて作業に励んでいただきたいと思います。また、椎茸の方も忙しい時期となりますが、気を付けて作業をしていただきたいと思います。

それでは総会に入ります。皆様のご協力をよろしくお願い致します。座って議事を進めさせていただきます。

報告します。神宮教子委員から欠席の届け出がっております。

ただ今より、平成29年度、対馬市農業委員会第10回総会を開会いたします。

現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は13名、従いまして過半数以上の出席でありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします事を報告します。

なお、農地利用最適化推進委員、11名もご出席でございます。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいて、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、10番の阿比留なみ恵委員、13番の早田茂委員にお願い致します。

議事日程第2、会期についてお諮り致します。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日、1日と致します。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び課長補佐を指名いたします。

つづきまして、議事日程第4、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。今回は6件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

それでは、議案書の1ページをお開き願います。議案第32号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、5名の共有地で巖原町〇〇の〇〇さん、同町〇〇の〇〇さん、茨木市〇〇の〇〇さん、福岡市〇〇の〇〇さん、大阪市〇〇の〇〇さんから、対馬市上県町〇〇の〇〇さんに田3筆、畑2筆、合計5筆を売買するものであります。なお、経営面積は9,633平米でございます。

次のページ、2ページをお開き願います。

番号2は、巖原町〇〇の〇〇さんから、上県町〇〇の〇〇さんに畑3筆を売買

するものであります。なお、経営面積は6, 532平米でございます。

番号3は、美津島町〇〇の〇〇さんから、同町〇〇の〇〇さんに〇〇の田2筆を交換するものであります。なお、経営面積は14, 403平米でございます。

番号4は、美津島町〇〇の〇〇さんから、同町〇〇の〇〇さんに〇〇の田1筆を交換するものであります。なお、経営面積は1, 774平米でございます。次のページ、3ページをお開き下さい。

番号5は、美津島町〇〇の〇〇さんから、同町〇〇の〇〇さんに畑1筆を賃貸するものであります。なお、経営面積は1, 774平米でございます。

番号6は、峰町〇〇の〇〇さんから、同町〇〇の〇〇さんに畑1筆を売買するものであります。なお、経営面積は3, 882平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。番号1から番号6につきまして地元委員の補足説明をお願い致します。番号1についてお願いします。

(18番 推進委員挙手)

18番 吉野 敏委員

番号1について説明を致します。20日の日に3月20日の日に担当職員と同行いたしまして、現場に行き現場を確認致しました。確認致しましたところ何ら異常はないものと思っております。よろしくご審議の程お願い致します。

議 長

続きまして番号2について説明をお願いします。

(9番 委員挙手)

9番 太田深雪委員

議案第32号、2番についてご説明します。3月20日申請人の〇〇さん、農林しいたけ課の築城さんの立会いのもと、現地を確認しました。申請地につきましては、巖原町〇〇地区にあり売買による所有権移転と言う事で、譲受人の許可要件等も満たしており、農地法第3条の許可申請については何ら問題ないと判断しました。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

続きまして番号3番、4番。

(18番 推進委員挙手)

18番 吉野 敏委員

3と4と5はですね、同じ人間でございますので一括でいいかなと思っております。よろしくお願い致します。20日の日に担当職員と現場に行き現場を確認し双

方の〇〇さん、また〇〇さんとも現場で確認を致しました。農地と致しましてわずかな面積でございますけれども、お互い交換分与ちょっとしたら農業についても便利がよかろうと言う事で、双方話し合いのもと交換、言うような運びになっておるような状態でございます。何ら問題は無いものと確信いたしております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長

番号6について説明をお願い致します。

(23番 推進委員挙手)

23番 日高安実委員

議案32号6番申請所在地峰町〇〇字〇〇〇〇番地。地目畑、面積1,491平米について、3月19日、関係者、〇〇氏、事務局庄司補佐、私の3名で現地において同件の確認を実施しました。当農地の所有者は峰町〇〇〇〇番地の〇〇氏で同〇〇〇〇番地の〇〇氏に所有権を移転するに当たり申請をしたものであります。当農地は現場を確認しましたところ約3分の2の面積が耕作できる状況でありまして、〇〇氏によりますと5、6年前から私が耕作をしていますと。今後も頑張っている野菜を作っていきたいと言う話でありました。本件の所有権移転申請について現地状況確認の結果、何ら異議の無いことを報告致します。どうぞよろしくお願ひ致します。

議 長

ただ今、地元委員からの補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1につきまして賛否を問います。

原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号1は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、番号2につきまして賛否を問います。

原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号2は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、番号3につきまして賛否を問います。

原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号3は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、番号4につきまして賛否を問います。

原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号4は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、番号5につきまして賛否を問います。

原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号5は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、番号6につきまして賛否を問います。

原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号6は原案のとおり許可することに決定いたします。

つづきまして、議案第33号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。

今回は1件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の4ページをお開き願います。訂正をお願いします。申し訳ありません。申出人の住所の訂正をお願いします。〇〇番地〇〇となっておりますが、〇〇番地に訂正願います。大変申し訳ありませんでした。議案第33号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」でございます。

番号1の申出人は、美津島町〇〇の〇〇さんで、同地区の畑1筆を一般個人住宅に転用するものであります。

位置図、写真等を5ページから12ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

事務局の説明が終わりました。番号1につきまして地元委員の補足説明をお願いします。

(12番 委員挙手)

12番 松村英二委員

3月23日の午後3時頃から、農林しいたけ課の築城さんと一緒に現地確認に行きました。現地は〇〇と言う地区なんですけど、ちょっと分かりにくい、どちらかと言いますと〇〇に向いた面です、ここによく農地があったな一と言う所でございます。大潮の時には潮が上がりますし、西風が強くてとてもここでは農地に向かないと思いましたが、そこに住宅を建てたいと言う事で確認をしましたが、何ら問題は無いと思っておりますので皆様のご審議をお願い致します。

議長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1につきまして賛否を問います。

議案第33号の番号1につきまして、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。賛成多数でございます。

本議案は、許可相当とし、当委員会の意見を付しまして、県知事に進達することに決定いたします。

つづきまして、議案第34号「農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第5回)」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の13ページをお開き願います。議案第34号、「平成29年度 農用地利用配分計画（案）について（農地中間管理事業第5回）」でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、本委員会の意見を決定するものであります。権利の設定を受けるものは1人でございます。農地の内訳は、畑が5筆、面積は4,409平米、うち再配分が5筆の4,409平米でございます。なお、農用地利用配分計画(案)を14ページに添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。
次に、農林・しいたけ課の説明をお願いします。

(農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手)

農林・しいたけ課 課長補佐

対馬市農林しいたけ課の志賀と申します。よろしくお願い致します。私の方から議案第34号「平成29年度 農用地利用農用地利用配分計画（案）についてご説明致します。14ページをお開き下さい。今回配分を行う方が〇〇さまでございます。筆数が5筆で面積が4,409平米でございます。始期が平成30年5月10日で存続期間（終期）が平成37年3月9日となっております。6年10ヶ月となっておりますが、現在、〇〇様の方に10年間の配分を一旦解約いたしまして、残りのごらんの期間を〇〇様の方に配分する計画案となっております。よろしくご審議いただきますようお願い致します。

議 長

ただ今、農林・しいたけ課の説明が終わりました。質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います。

議案第34号につきまして、承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

つづきまして、議案第35号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の15ページをお開き願います。議案第35号、「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」でございます。

提案理由、農地法第52条の規定により、すべての農業委員会において、賃借料情報を提供することになっているため、提案するものであります。次のページ、16ページをお開き下さい。また、参考資料と致しまして、別添資料1を添付しておりますので、ご参照ください。

公表値はすべて1反あたりの1年間の金額となっております。地目、田の賃借料平均額は4,971円、最高額は7,000円、最低額が2,500円で、データ件数は86件です。地目、畑の賃借料平均額は5,500円、最高額は7,000円、最低額が2,500円で、データ件数は15件です。なお、別添資料1は、29年度中に出された賃借をまとめたものであります。借賃金額が無い、0のものはデータ件数には入っておりません。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、議案第35号の公表値の提案につきまして、異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり提供することに決定いたします。

つづきまして、議案第36号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の17ページをお開き願います。議案第36号、「下限面積（別段の面積）の設定について」を説明いたします。

平成21年12月15日施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内での別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。これに伴い、「農業委員会の適正な事務実施について」が平成22年12月22日付で一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定、又は修正の必要性について審議することとなっております。このため、今後の下限面積（別段の面積）の設定について、以下のとおり提案するものであります。

方針と致しましては、現行の下限面積の変更は行いません。理由と致しまして、2015農林業センサスで、管内の農家で50アール未満の農地を耕作する農家が全体の約38%ですが、地域によっては耕作面積の大小があり、また、対馬市においては後継者不足等により耕作放棄率が30%を超えており、新規就農を促すためにも現行面積で設定する必要があります。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、議案第36号の下限面積(別段の面積)の設定につきまして、異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり設定することに決定いたします。

つづきまして、議事日程第5、その他の事項ですが何かございませんでしょうか。

(無の声あり)

(24番 推進委員挙手)

24番 糸瀬安則委員

事務局の方にお尋ねしたいと思っております。聞くところによると、人事異動があると新年度はあると言う話がありますが、平成29年度の第3回総会の折に協議を致しました、いわゆる29年度の農地集積の目標とか或いは全国農業新聞とか耕作放棄地の解消とか、そう言ったいろいろな問題が目標を達成されたのかどうか、或いは、また平成30年度になるといろいろ出てくるだろうと思うんですが、平成29年度も、もうわずかで終わる訳ですが、どう言うふうになってるかお聞かせ願いたいと思っております。まず農地集積56%は達成されたかどうか、或いは全国農業新聞31部ち言うのが達成されたかどうか、そこらへんはどうなんでしょうか。

議 長

(事務局課長補佐挙手)

事務局課長補佐

糸瀬委員の質問にお答えいたします。まず農地集積率についてなんですけれども、本年につきましても中間管理事業を中心に進めております。約27%の集積で、目標値にしますと5割弱と言うところなんですけれども、これがですね長崎県が設定している目標面積と農業会議が設定している目標面積が、若干違うと言いますか農業会議の方が厳しいんですね。それで56%と言う数字を挙げていたと思うんですけれども、長崎県が設定している面積はクリアしております。次に農業新聞なんですけれども、目標が31部と言う事で現在のところ確実に申し込みをいただいているのが24部か5部だったと思います。あとの残りは購読の承諾は受けていて、数名の方が保留してくださいと言う事で28名ぐらいは購読になる予定でございます。最後に耕作放棄地の解消なんですけれども、中々確実な数字はつかめてないんですが、皆様に調査をいただいた遊休農地の、農地の利用状況調査ですね、これを集約しますと約8.4%新たに営農、耕作開始と言う結

果が出ております。目標には達しておりませんが約5割ぐらいですかねそれ位になっております。以上です。

議 長

(24番 推進委員挙手)

24番 糸瀬安則委員

そしてあのう農業者年金のこの問題がだいたい1名ち言うような事になつた訳ですが、非常に私も身近な所で厳しい部分をへてみろうと言う努力をしよる訳ですけども、ここには会長さんもリーダーの会長さんもおられるわけですけども、そういう事で非常にですね農業者年金とあの年金、国民年金と農業者年金をプラスした余裕はあったにしてもですね、非常に言われるのが考えさせられるようなところが、要するに高くなるもんですからね。そういうところで非常に悩んでいる方もおられたわけです。ですけども、何とかその人を説得をして農業者年金に加入できるように努力をしようとおもつた訳ですけども、今年度に間に合わないなあと感じがします。正直な話がですね。ですからまあ来年新年度になつても努力をしてもうかなと感じはしています。以上でございます。

議 長

(11番 委員挙手)

11番 波田裕一郎委員

その件関しましては、私がいります。

議 長

ただ今11番委員からご発言がありましたように、〇〇さんに29年度は加入をしていただいております。ご無理してお願いを致しましたが加入していただいておりますので、また来る30年度は私も推進部長と言う事になって、まあ今年度も2、3人の方に声掛けはしたんですけども中々入ることについて承諾をいただくことが難しいところであります。でも30年度は皆様のご協力をいただきまして加入推進を進めたいと思いますのでどうぞよろしくお願い致します。

(24番 推進委員挙手)

24番 糸瀬安則委員

それとですねもう一つですね、認定農業者の件です。これは〇〇課長補佐にも私電話をしたと思いますが、農林課の担当ち言うか〇〇君、さんにも電話をしちゃったんですが、22歳か3歳ぐらいで普通に農業に専念をされておられる方がおられる。こういう人たちをやっぱり時と場合で指導してもらえるためにですね、今、年齢層は上がつると思うんですね、もうかなりね、ですからやっぱり若いそういう人がおられますので各委員さんもやっぱり地元でそういう人がおられればやっぱり推進をですねしていただきたいなあと思いますのでよろしくお願い

したいと思います。以上です。ありがとうございます。

(23番 推進委員挙手)

23番 日高安実委員

関連しまして、私あのう認定協議会の会長をしております日高です。今話がありましたように若い人が入ってもらえるように今後頑張っていきたいと思っています。現在の協議会人数は60名となっております。出来るだけ若い方にですね入ってもらって、農業の発展に努めたいと思っています。一ついいでしょうか。糸瀬委員さんの先ほどの件に関連してですね一つ確認したいんですが、耕作放棄地の問題ですね。農業においては問題になりますけれども、この耕作放棄地の解消に向けてですね対馬市の部署で真剣に取り組む部署はどこですかね。一つ確認をしたいと思いますがどうぞお願いします。農林部なのか農業委員会なのか。積極的に取り組む部署ですね。双方とも協力はせないかんとは思いますけど、なぜですねこのような質問をしたかと言いますと、私、あの一年前のこの総会で用地、耕作放棄地の解消の件について、〇〇の地区を例に挙げまして正式に提案をしました。その提案の結果、会長から今後農業会議等とも相談をしてですね、また結論を出したいと言うような話でありましたけれども、正式な回答はまだあってない、受けてないんですね。ちらっと委員さんから話は聞きましたけど、やる気が有るのか無いのかそう言うところも私は確認をしたいと。

議 長

協議会にします。
総会に戻します。

他にご意見はございませんでしょうか。
ご意見がないようでございます。本日の日程はここで終了したいと思いますが。

議 長

(事務局課長補佐挙手)

事務局課長補佐

ホッチキス止めですね二つ資料を今日お配りしてるとは思いますので、ごらんいただきたいとします。農地利用最適化アンケート調査についてと言うやつと、その委員さんごとの件数の資料になります。1月の総会の折にですね新年度に農業会議が主体となる農地利用最適化アンケート調査についてお願いをしたいと言う事ですね、これは全県下ごとに取り組むわけですけども、お願いしたいと言う事でお話をしたとします。その際に、対馬市の場合では10アール以上の農地を所有する農業経営主、または、不在地主、土地持ち非農家の方に調査をかけたいと言う話をしました。その対象者が約3,400件程あります。郵便で送って送り返していただいて、集約したいとしますと言うお話まではしてたと思うんですけども、回収率をより高めるためには、もう市内におられる方については委員さん方が聞き取り調査をするのが一番確実じゃなかろうかと言うご意見等も頂

戴いたしまして、いろいろ考えたんですけれども、全部分で県の方に補助金も要求したんですがその分の国の方からの指示っていいですか決定で2割ぐらいしかつかないと言うような話も来ております。それで各委員さんの担当区がどれぐらいあるかと言う事でまとめてくださいと言う事もありましたので、その資料をですね、10アール以上の所有者の横長のやつですね、これで地区ごとに算出をしております。これがですね農地台帳に経営主として登録をされている方を地区ごとに抽出して10アール以上持つる方を抽出した結果になります。多い方ですね、〇〇委員さんが範囲が広くて200件以上215件、受け持ちの地区が多いのでこうなってるんですけど、これおですね、この数字自体は最大これになると思うんですね、て、言うのが、すでにこう亡くなっていたり、誰も後継者がいられないところもありますし、世帯がお父さんと息子さんが世帯分離とかされてて離れてる場合もあるんですが、農業世帯主は一つと捉えられていいと思ったのでこれよりも少なくはなってくると思います。それで、調査の時にはもっと詳しいですね各世帯の経営主の名前と面積をですね記載した資料も準備するんですけども、まずはその2年間、今の委員さん方の人気のあと残り2年間をかけて、この出てる数字について回収をしていただけるかどうかと言うところの決定をいただきたいと思っております。不在地主とかですね島外に出てしまって土地だけ残ってると言うような方につきましては、事務局の方から郵送でするしかないので、その方向で考えております。このアンケート調査についてと言うですね資料の方にも書いておりますけれども、一番最後の3ページ目に両面刷りになりますけどアンケートの調査用紙を付けております。特に難しい感じではないんですけども、もしですね一人でいただけると言うことであれば、この項目について聞き取りしていただいて、該当するところに〇とかですね、農地の状況については経営主の方が把握されてるだいたいの数値でも構わないので、記載をしていただきたいと考えております。まずは、回収に回っていただけるかどうかと言うところのご確認をですねいただきたいと思しますのでよろしくお願い致します。

議 長

(23番 推進委員挙手)

23番 日高安実推進委員

この調査票一枚裏表の内容ですね。

議 長

(事務局課長補佐挙手)

事務局課長補佐

そうです。それを一人で書いていただいて、対象者の名前も書くところもありますので、毎月の総会の時に持ってきてもらうと言うかたち。二年間でこの皆さんの委員別件数のところを回っていただければ、今の任期中にですね。ということになります。

議 長

(12番 委員挙手)

12番 松村英二委員

二年間なんでそげえせんでもっと短くていいじゃない。

議 長

(事務局課長補佐挙手)

事務局課長補佐

短くていいんですけど、もちろんその委員さんによって件数も違うしですね、その、ペースも違いますので、一年で全部するよと言う方もおられれば、多い方は大変なところもありますから、最大二年間のうちに全戸を回ってくださいますところをお願いをしたいと思います。

議 長

(22番 推進委員挙手)

22番 永留静夫推進委員

アンケート調査の送付は現状の状況で、その回収に私たちが回って、配布から私たちがやる。

議 長

(事務局課長補佐挙手)

事務局課長補佐

配布よりも持って行って聞き取られた方が早いかなと思うんですよね。

議 長

(15番 推進委員挙手)

15番 永尾佐登志推進委員

配布よりそちらの方から一回出してもろうた方がいいじゃないですか。

議 長

(事務局課長補佐挙手)

事務局課長補佐

回収だけ。名簿はもちろん後で、回っていただけると言う事であれば名簿はお渡ししますけれども。

議 長

(15番 推進委員挙手)

15番 永尾佐登志推進委員

回らんといかんでしょうから回りますけど、今、言われるように島外に出てある方々が多い訳です。

議 長

(事務局課長補佐挙手)

事務局課長補佐

そういう方は事務局から送付するです。

議 長

(15番 推進委員挙手)

15番 永尾佐登志推進委員

住所なんかはわかってあるんですか。

議 長

(事務局課長補佐挙手)

事務局課長補佐

台帳の方に有るので、島外に出てる方についてはお出しするんですけど、市内に残ってある方ですね、そういう方について回っていただけないかと。

議 長

(15番 推進委員挙手)

15番 永尾佐登志推進委員

はいはいそれはわかりました。はい。

議 長

(2番 委員挙手)

2番 桐谷善明委員

今の件ですね、現在、一月ほど前やってある件についての話なんですよ。

議長

(事務局課長補佐挙手)

事務局課長補佐

違います。

議長

(2番 委員挙手)

2番 桐谷善明委員

それとは別。そしたら一旦そうでないとすれば、以前のように送付していたいてね個人に、そして、その送付した人の名前、名前と言うかを各委員に配ってもらってどこにやっ取りあえずして回収する、或いはできなかったものを委員が回るて言うようなそういう要領ではいけませんか。て言うのが、やってみてもですね書いてくれない人やなんかがいるんですよ。例えば50軒、100軒ある中でね、それを書いてもらえち、待とったりですたい、或いは、その各家庭の中で80とか前後位の老人の方が多くて家族がいないとか言うような方が手がかかるな一と思うからそう言ってるんです。だから回るべきものは回りますが、その前にいったん出してもらって回収できるのを30%なり40%程度はできればそちらで回収して、どう言う方にやって、送付しておりますよと言うその名簿を委員に渡してもらえればね、今聞き取りですか、一月ぐらいおいて帰ってこなかった人は回っていいけど、いきなりやるから全部回れて言って、そればするって言って50軒ぐらいの人をですたい回るのは三日や四日じゃできません。

議長

(事務局課長補佐挙手)

事務局課長補佐

だからそれは二年間で回ってください。最大二年間のうちに回ってください。それは各委員さんのペースで回っていただければいいので、50軒をですね十日かけられてもいいし、月に2、3軒ずつ回られてもいいので二年間のうちに全部回っていただければと言うところですね。2、3日で回れとは言ってませんので、だからそこは各委員んさんのペースにお任せするところだと思っておりますので、そして前回の時に〇〇委員さんが言われたようにですね、こちらから出して回収できなかった分を回ってもらうらおうかともお話もしたんですけども、それよりも、かなり高齢の方については書かれないので回った方がいいじゃないかと言う意見もですねあったので今回また再度確認させていただきました。

議 長

(2番 委員挙手)

2番 桐谷善明委員

いろいろケースバイケースでね、私が今申し上げているのは20%でも30%でもね一旦郵送することによって手間のかからない人もいる訳だろうから、それは皆さんの方に回収してもいいじゃないですか、二年とかそういうあれはせんでも、一月か二月ぐらいの間にね、片づけてそんならだら、あれしてすればいいじゃないかと言ったって、もう忘れてますよそんなって。ですから、するなら2、3ヶ月ぐらいのうちにね片を付けるように我々も努力するんで。

議 長

(事務局課長補佐挙手)

事務局課長補佐

だから最大二年間、て言っているの。

議 長

(2番 委員挙手)

2番 桐谷善明委員

そんなことしてから物事が片づく訳ないじゃないですか。

議 長

(事務局課長補佐挙手)

事務局課長補佐

例えばですね、〇〇さんのところは200軒有るわけです。200軒有るわけです。そこを2、3ヶ月ではかなり無理があるので、だからそれは各委員さんにお任せしたいと。

議 長

(2番 委員挙手)

2番 桐谷善明委員

だから僕が言ってるのは、200件のものを100軒でもあなた方で郵送をして、そして書いてもらって回収をすればなおいい、委員の人も助かるし、それをして、ある程度、一月など二月などおいて、出来ないものについては、配布するのはいいから、少しでも手間の省けるようなかたちで、出来んのはもちろん回

るんだけど、いきなりそれをば回って、やれ半年がかりだ、一年がかりだと言うような話よりもね、その方が先によけいずるやないですか。それはできんですか。

議 長

(事務局課長補佐挙手)

事務局課長補佐

だから私の考えではですね、だから私達サイドではなかなか決めれないので、委員さんに動いていただくことなので、今日、方針を決定していただきたいと言う事でご提案をさせて頂いとりますので、どういう方法がいいかと言う事をお話をいただければと。〇〇委員さんの意見も当然あるとは思うんですね。

議 長

(2番 委員挙手)

2番 桐谷善明委員

僕はそう思ってます。一月程前のこともお願いしたところでもあるんです。実は総会がありましたからね、〇〇さんに話しましたように。ですから我々は我々でするんだけれども、皆さんも出来るだけそういう手間が省けるようなかたちはとってもらえば、100軒も回って言ったって、二年なんてかからずに半年ぐらいの感じでそんなくらいもあれば両方のサイドで追っかけて行けば、その方が僕は早道だと思います。結果的に老人やとか、人間でも85や90だつて言う方もおられるかと思うんです。100%出来んでもいいんじゃないですか。お互いにあれしてから出来かねるのや出来かねるわせな。ですから私の意見としては、皆さんそう言う該当者の方に送付していただいて、我々もその用紙はもらって3ヶ月でも4ヶ月でもたつてどうしても出来ないものについては、委員が回ってそれを再度書いてもらって回収する。それでもできない場合はそりゃもうしようがないんじゃないですか。また別の角度で検討すれば。高齢者がいない人もいますよ。その今そういう中で。私はそういう事で進めてもらいたいと思います。

議 長

ただ今、〇〇委員さんからの意見が一つ出ておりますが他の委員さん方には意見はございませんでしょうか。

議 長

(15番 推進委員挙手)

15番 永尾佐登志推進委員

はい私も〇〇委員さんの意見の方がいいかなかなかろうかなち思いますけど。

議 長

(5番 委員挙手)

5番 縫田和己委員

二年間で言うその枠ですたいね、初めての試みやとでしようけ、そんやけん二年間にこだわってるんでしようけ。

議 長

(事務局課長補佐挙手)

事務局課長補佐

二年間にこだわらず一年でも全然いいとですけど、農業会議としては委員さんに負担が掛からないように、今の任期中に全軒回っていただければと言うようなお話です。早ければ早くても問題ないです。

議 長

(5番 委員挙手)

5番 縫田和己委員

地区を事務局サイドで分け取ってですね、一つの地区は一年間はこの地区だけの、今2,600有るやないですか半分にしたとしてもですたい、2,600一遍に事務処理、送ろうとしても大変でしようけん。

議 長

(24番 推進委員挙手)

24番 糸瀬安則推進委員

事務局で送付は可能なんですか。それは。

議 長

(事務局課長補佐挙手)

事務局課長補佐

可能です。

議 長

(24番 推進委員挙手)

24番 糸瀬安則推進委員

可能ですか。可能なら、そこらへんがね、前回の時話したようにね、要するに送付をしましたけども反応がない、帰って来る20%でもいいと言うことであればいいけど、あとまた農業委員さんあるいは推進委員さんも回らないけませんよと言う事なんですよ。どちらがいいかと言うのが前回の話だったんです。そうすると、あなたが今、事務局が言われるように二年間を目標にたててね、1ヶ月に3軒でも5件でも回るような格好でね、やった方がどうかと言う話が前回あった訳です。その方が私はいいと、私はですよ、他の人はそれでできんち言われたら仕方がないけれども。その方がいいんじゃないかなと思ったんですよ。どうせ回らないかなと思いますよね。多いところは200軒もあるところは、区切りをして、今月は〇〇地区、その次はどこ地区と区切りをしてですよ、暇な、暇ち言うたらおかしいばってん、活動をしていただくと。その方がいいじゃないかなと思うけどもね。

議 長

(事務局長挙手)

事務局長

事務局の方としてはですよ、委員さんたちが大変だろうと言う判断で、先ず発送をして帰ってきた分は貰うけど、その以外の分について委員さんたちに足を運んでもらうかなち言う相談はしてたんですが、1月の総会の折に、いや全部配って、全部聞き取り調査でいいんじゃないかと言う声もありましたので、今改めて相談をさせてもらってるところですよ。で今、〇〇委員さんは、最初からアンケート調査に回っては大変だち言う意見で、郵送で出してもらって、こない分について、随時、アンケート調査を回収した方がいいんじゃないかち言うような意見が出たち言う事ですよ。

議 長

(23番 推進委員挙手)

23番 日高安実推進委員

送付をされてですね、健全な農業者の方はすぐ回答を貰えると思いますけども、高齢者になったらやっぱり遅れると思うんですね。だから私は、各地区の委員で農業者の懇談会を開いて、地区地区でですね、そいでやればスムーズに行くんじゃないですかね。

議 長

(16番 推進委員挙手)

15番 永尾佐登志雄推進委員

私はですね私個人ですけど、まず皆さんに配布と言うのは可能と言う事で、話

を聞きました。可能やったら一応1回ですね皆さんに配布していただいて、郵送でもしていただいて、その、例えば1ヶ月なら1ヶ月、4月中に送り返してくださいと、そして送り返してきた分はまたチェックしていただいて、送って帰って来てない分について委員さん達なりに皆さん回収に回ると言いますか、調査に回るようにしたらどうですか。やっぱり1割なり2割なり、おそらく郵送で帰って来ると思うんですよ。そしたら委員さんたちも若干負担も軽くなるかなと私は思いますけど。どうですかね。

議 長

(2番 委員挙手)

2番 桐谷善明委員

そういう事で進めて下さい。

議 長

(24番 推進委員挙手)

24番 糸瀬安則推進委員

会長さん今の意見はやっぱり送付がいいと言う事でしょうけ、どうですかそういうふうで、3,500通投稿をして、帰ってきて、帰ってこない分について、ことをしながらやって行った方がいいんじゃないでしょうか。そういう意見が出ておりますが。

議 長

では、いろいろご意見もございましたが、事務局におきまして、先ず対象となる2,600数件の農業者の方へ郵送、そして、返送用封筒を当然つけなければなりません、その事について発送して、1ヶ月なり2ヶ月なりの期間をおいて回収を、送付の締め切りを返送締め切りを設けまして、そして返送の無かった分につきましては名簿を作成して、各委員さん方に地域の担当地区を訪問して、アンケートの回収をお願いするというような方向でよろしいですか。

(質疑なしの声あり)

議 長

(8番 委員挙手)

8番 岡村高史委員

あのですね、私たちの地区もですね、距離的に20キロの所を調査をせなでけんからかなりやっぱり、経費もいりますね。

議 長

そいで、今の意見でいいですかと。2割帰って来るか5割帰って来るかはわか

りませんが、それで負担が若干少なくなればと言う事が、意見の多数だと思えます。そういう事でこのアンケート調査については進めさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

議 長

(事務局課長補佐挙手)

事務局課長補佐

日誌で言いますか活動記録をですね今年から付けて頂いておりますけれども、そちらの方に記録を付けていただくことで、活動のですね報酬の上乗せ分の報酬の対象にもなりますので、はい。

議 長

(24番 推進委員挙手)

24番 糸瀬安則推進委員

その、送付した名簿は送ってくれん訳。

議 長

(事務局課長補佐挙手)

事務局課長補佐

送付した名簿で帰って来てない分を送るかどうか、送付した名簿もあった方がいいですかね。

議 長

(24番 推進委員挙手)

24番 糸瀬安則推進委員

送付した名簿がかえっていい訳ですよ。最初あなた方が送るでしょ、それをくれられればいいちゃばってんね。そして、帰って来てないよと言う事がなおさらわかる訳やけ。それが私はいいと思うが、まあそこらへんは事務局に任せます。

議 長

(22番 推進委員挙手)

22番 永留静夫推進委員

私が先程質問させていただいた、全部郵送されるんですか回収するんですかと話した時に、委員さん方へと言う話があったね。されるなら委員でした方

がですね、事務局の手間を考えたらですねその方がいいですね。しょっちゅう事務局も整理をしていかないかん。帰ってきた分をチェックして、またその委員さんにそこは帰って来てますからとかね、そういう報告が年間続けて出てきますよね。そこまで事務局に手を煩わせんごとね、いかがなものかなと思います。それよりも2年間あとでやるとなったらですね、200軒有ったとしても月に10軒も回ればいいんですね。いや、それぐらいやらなね。自分たちが手を挙げて委員になっとちゃけ。やらないかんです。私はそう思います。

議 長

(2番 委員挙手)

2番 桐谷善明委員

もうそら決まったことですが、決まったように進めてくださいよ。おお言いこう言いましたらいつまんたってん決まらんから。

議 長

(12番 委員挙手)

12番 松村英二委員

送ることにしましょうや。すくねえ所が文句言うちゃけん、多いところはだまとんのに。

議 長

事務局の多忙さを気遣っての意見もございますが、多数の皆様が郵送、そしてそれを回収、未回収の分について委員の皆様には訪問をしてアンケートの回収率を上げていただくと言う事で行いたいと思います。よろしいでしょうか。

(はいと言う声あり)

他にございませんでしょうか。

(無の声あり)

ご意見等がないようですので、本日の日程を終了したいと思います。本日は、提案されました議案を皆様方には慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、対馬市農業委員会 第10回総会を閉会といたします。

お疲れ様でした。